

令和5年度

委 託 仕 様 書

委 託 名	40立方級防火水槽新設工事詳細設計業務委託
委 託 箇 所	川越市大字並木地内
路 河 川 名 称	
事 業 名	
業 務 大 要	

防火水槽新設工事詳細設計 一式

- ・新設防火水槽 数量：1基
規格：40立方メートル

案内図

(川越市大字並木地内)



変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-		
単価適用年月	(R0505) 令和05年05月						
工期	当初	自		至	令和 5年 9月 29日		
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和05年05月						
設計	当初金額			変更金額			
	業務価格						
	消費税相当額						
請負	合計						
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
請負増減額							
週休2日区分	-						

委託費内訳書

設計

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
設計				1	式			
設計業務				1	式			
直接原価(積分)				1	式			
防火水槽設計				1	式			
現地調査				1	式			第1号一位代価表
設計計画				1	式			第2号一位代価表
各種計算				1	式			第3号一位代価表
図面作成				1	式			第4号一位代価表
数量計算				1	式			第5号一位代価表
照査				1	式			第6号一位代価表
報告書作成				1	式			第7号一位代価表

委 託 費 内 訳 書

設計

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
---	設計協議				式			第8号一位代価表
				1				
-	直接原価 費 (率分)	直接経費	電子成果品作成		式			
				1				
-	直接原価 分)	直接経費	旅費交通費 (率		式			
				1				
-	その他原価				式			
				1				
間接原価					式			
				1				
一般管理費等					式			
				1				
業務価格 (設計)					式			
				1				

委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計		式			
	1				
_ 消費税相当額		式			
	1				
業務委託費		式			
	1				

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
合 計		式			

40立方級防火水槽新設工事詳細設計業務委託
特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、川越地区消防組合標準委託契約約款及び埼玉県土木設計業務共通仕様書に定めるもののほか、業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

- (1) 委託名 防火水槽設置工事(南古谷駅北口)詳細設計業務委託
- (2) 委託場所 川越市大字並木地内
- (3) 設置防火水槽

ア 数量 1基

イ 規格(概要) 40m³

(二次製品防火水槽の認定業務を行う第三者機関の認定を受けた製品で、耐震性のあるもの。)

(業務目的)

第3条 本業務は、防火水槽を設置する南古谷駅北口で同時進行する川越市による南古谷駅前周辺整備事業との調整を図りつつ、発注者が提供する設置予定地の地形、地質、地下水の状況、土地利用状況等を把握し、当該地に最適な二次製品防火水槽を検討し、防火水槽設置工事の発注に必要な設計図書、工事設計書等を作成するとともに、工事積算に必要な各種数量、概算工事費等を算出する。

(委託業務の内容)

第4条 原則として、埼玉県土木設計業務共通仕様書等に定める土木詳細設計業務内容と同等の業務を履行するとともに、成果品を作成するものとする。

2 業務委託の内容は、次に掲げるとおり(予備設計なし)とする。受注者は、業務の趣旨、目的等を十分把握したうえで、業務内容を確認し、業務計画書を作成し、提出すること。

- (1) 現地調査
- (2) 設計計画
- (3) 各種計算
- (4) 図面作成
- (5) 数量計算
- (6) 照査
- (7) 報告書作成
- (8) 設計協議

(設計協議)

第5条 設計協議は、業務着手打合わせ時、中間打合わせ時、成果品納入打合わせ時を標準とし、その他必要に応じて行うものとする。

(報告書)

第6条 受注者は、業務委託内容に応じた報告書を提出するものとする。

2 報告書は、A4版を標準とする。表紙に年度、業務委託名、委託個所及び受注者名等を印刷し、製本するものとする。

3 受注者は、納品前に社内検査等の実施により成果品の精度向上に努めるものとする。

(成果品)

第7条 本特記仕様書に基づく成果品の内容は、次のとおりとする。なお、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けなければ、他に公表、貸与及び使用等してはならない。

- (1) 報告書 1部
- (2) 工事施行図
- (3) 作業土木図
- (4) 仮設工図
- (5) 敷鉄板配置図
- (6) 防火水槽詳細構造図
- (7) 基礎碎石・コンクリート施工図
- (8) 配筋図
- (9) 特記仕様書 1部
- (10) 数量計算書 1部
- (11) 工事設計書 1部
- (12) 電子データ 1式
- (13) その他監督員が指示する書類等

2 各図面については、次のとおり取りまとめること。

- (1) 図面縮小版製本（見開きA3版） 1部
- (2) 契約用図面（A3版） 各図面2部

3 電子データについては、次のとおり取りまとめること。

- (1) 記録するメディアは、CD-R又はDVD-Rとする。
- (2) 表形式のものは、Microsoft Excel形式とすること。
- (3) 文章形式のものは、Microsoft Word形式とすること。
- (4) 図面形式のものについては、発注者と協議すること。
- (5) 現場調査等の記録写真がある場合については、Jpeg (.jpg) (.jpeg) (.jpe)形式とすること。

(環境負荷の軽減)

第8条 本業務遂行にあたっては、環境への負荷軽減を意識し、また環境配慮を心掛け遂行すること。(別添 川越市環境方針参照)。

(設置位置の確定時期)

第9条 防火水槽の設置位置、設置高等については、第3条の駅前整備事業の進捗との兼合い上、その微調整が令和6年1月頃まで継続し、同年2月頃に確定することとなる可能性もあることを承知すること。

(その他)

第10条

- (1) 受注者は、本特記仕様書に疑義が生じたとき、本特記仕様書により難い事由が生じたとき、若しくは本特記仕様書に記載のない細部事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 成果品納入後に、受注者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を講ずるものとする。

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、さらにより良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和4年5月1日

川越市長 川合善明